「坂井市立地適正化計画」に基づく届け出制度のご案内

大規模商業施設、病院、子育て支援施設等を計画されている皆様へ

坂井市では、都市計画特別措置法に基づき、2022年3月31日に「坂井市立地適正化計画」を策定し、 居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を定めています。

本計画では、今後とも人口減少や高齢化の進展が予想されるとともに、ライフライン、公共施設等の維持管理費の増大に伴う財政悪化も懸念されるため、これまで以上に持続可能な都市づくりを目指しています。

これに伴い、**都市機能誘導区域外**(坂井市立地適正化計画区域内に限る。)において、以下に該当する行為を行う場合、これらの行為に**着手する日の30日前**までに、行為の概要等について、市長への届け出が必要となります。

都市機能誘導区域とは 医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し、集約することにより、各種サービス の効率的な提供を図る区域のことです。

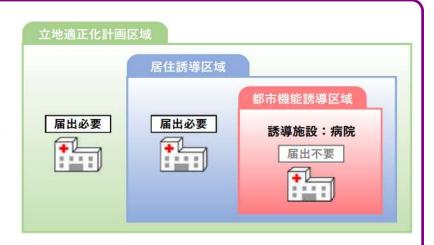
届出の対象となる行為

【開発行為】

①誘導施設を有する建築物

【開発行為以外】

- ①誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築 物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有す る建築物とする場合



都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止、または廃止する場合も届け出の対象となります。

届出の対象となる施設

都市機能誘導区域毎に定める誘導 施設*が対象となります。

	誘	導	施	設
大規模小売店舗(店舗面積 1,000 ㎡以上)				
病院 (医療法第1条の5 (20 床以上の入院施設を持つ医療機関))				
子育て支援施設(幼保園・保育園・こども園、児童センター・児童館)				
子育て支援センター				
保健センター				
地域包括支援センター				
公共施設 (本庁舎、支所)				
図書館				
文化・交流施設				

誘導施設とは

誘導施設とは、高齢化の中で必要性が高まる施設、子育て世代が居住場所を決める際に 重要となる施設、集客力がありまちの賑わいを生み出す施設など、都市機能誘導区域内に 誘導を図ることが望まれる施設のことです。

【お問合せ先】坂井市 建設部 都市計画課 TEL:0776-50-3050 FAX:0776-67-7522

E-mail: keikaku@citv.fukui-sakai.lg.ip

手続きの流れ

事前相談

(区域の確認等)

届出の提出

(着手の30日前)

届出の受理

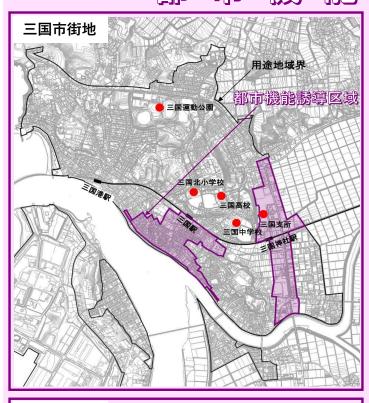
(受理通知書の交付)

開発・建築行為等

※届出は、開発・建築行為等の着手する**30日前**までに、**1部**提出してください(変更等含む)。

- ※届出の受領後、市から受理通知書を交付します。
- ※届出の様式は、坂井市ホームページからダウンロードできます。

都市機能影導区域









区域の詳細については、都市計画課にてご確認ください。